

## 公表

## 措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対象	上下水道事業部 令和2年度分(必要に応じて令和3年度分)事務事業
種類	定期監査及び行政監査
監査日	令和 3 年 7 月 16 日
提出日(最新提出日)	令和 4 年 4 月 28 日
担当	上下水道事業部上下水道事業政策課(TEL 4032-3113)

指摘事項	措置状況
<p>1 交通事故の防止について 令和2年4月から令和3年3月までの間に、公用車の後退時における事故が4件発生した。4件の事故のうち1件は、職員が同乗していたにもかかわらず、降車及び誘導をしていなかった。 後退時の安全確認の励行について指導するとともに、職員の交通事故防止について、一層の指導徹底を図りたい。</p>	<p>行政部管財課の交通安全等の通知だけでなく、上下水道事業部独自でも交通事故防止、安全運転を目的とした通知を発出し、部内全職員に注意喚起を促すとともに、所属長からも朝礼等を利用し、より一層の注意喚起を行った。また、上下水道事業部の安全衛生委員会でも交通安全を議題として取り上げたり、岐阜南警察署交通課から交通事故防止などのチラシを取り寄せて全職員に周知するなど、交通安全について啓発し、交通安全・事故防止に努めた。</p>
<p>2 適正な事務執行について 岐阜市上下水道事業部契約規程第29条は、随意契約による場合は、2人以上の者から見積書を徴さなければならないと規定している。 しかしながら、井戸メーター周り修繕の契約において、1者のみから見積もりにより発注されているものがあった。 今後は、岐阜市上下水道事業部契約規程を遵守し、適正な事務執行に努められたい。</p>	<p>メーター周り修繕事務マニュアルを精査し、単価契約分を含めた設計金額が7万円未満は1者、7万円以上は2者以上から見積りが必要であることを追記し改正した。また、課内研修を実施し、岐阜市上下水道事業部契約規程を遵守した適正な事務遂行に努めた。</p>